

平成27年度

# 御代田町高齢者支え合いポイント制度

## 登録者募集のお知らせ

### 高齢者支え合いポイント制度とは…

この事業は、ボランティア活動を通じ、積極的な社会参加、地域で支え合うまちづくりを推進するとともに、介護予防にも役立てていただくことを目的としています。

65歳以上の町民の方が介護保険施設や地域でのボランティア活動(サロン・配食サービスなど町が認めた活動)に参加し、その実績に応じて付与されるポイントに対し、年間上限5,000円の交付金を受け取ることができます。

現在登録している方も、4月からの活動については新たに登録申請が必要です。

1

### 登録

3月10日(火)受付開始

対象:65歳以上で、町が指定するボランティア活動に参加できる方

申し込み:保健福祉課介護高齢係が窓口です。  
申込書、個人情報保護に関する同意書に必要事項を記入し提出してください。  
後日「支え合いポイント手帳」を交付します。

2

### 活動

4月1日(水)～ポイント付与

ポイントの対象活動は下記の町が認めた活動のみとします。

- 町内介護保険施設、有料老人ホーム等における、話し相手や洗濯物の整理、掃除、外出付き添い等のボランティア活動(活動内容は各施設により異なります)。
  - サロン、配食等高齢者を対象とした地域活動。
- \*活動内容の詳細はお問い合わせください

3

### ポイントをもらう

②に示した活動について、活動先で手帳にスタンプを押してもらいます。ポイントの概要は以下のとおりです。

- 1ポイント=100円換算
- おおむね1時間で1ポイント付与
- 1日の上限は2ポイント
- 年間の上限は50ポイント(5,000円換算)

4

### ポイントを交換する

町に「ポイント活用申請書」を提出し、③でためたポイントを交換します。交付金は口座振込とさせていただきます。

ご自身へのご褒美や活動費用の補てん、  
また福祉事業所への寄付など、使いみちはお心次第でお選びください!



### ボランティア保険について

登録された方は「ボランティア保険」に加入します。活動中のけがや事故などの場合に所定の補償がありますので、安心して活動していただけます。



ご自身の介護予防のために、そして地域のために  
大勢の方のご参加をお待ちしています!

問い合わせ先 保健福祉課介護高齢係 (31)2512

# 交通災害共済に加入しましょう!!

平成27年度から東北信地方の交通災害共済事業が統合します。  
掛金が安くなり、ギプス等の施術にも見舞金が支払われます。

東北信市町村交通災害共済は、交通事故にあわれた方を救済するための支え合い共済です。町から各世帯へ送付いたします「交通災害共済加入のご案内」通知をご持参の上、所定の金融機関で会費の納入をしてください。平成27年3月31日までに申し込みをされた方は、平成27年4月1日から会員となることができます。お早めにお申し込みください。“まさか”の事故に備え、家族みんなで加入しましょう。

## 【共済掛金(年額)】

15歳以上／400円

15歳未満／200円

## 【共済期間】

平成27年4月1日～平成28年3月31日  
(※ただし、4月1日以降に申し込みをされた方は、申し込みの翌日から平成28年3月31日までです。)

## 【会費納入場所】

- ㈱八十二銀行本支店
- 上田信用金庫本支店
- 郵便局・ゆうちょ銀行(長野、新潟県内に限る)
- 佐久浅間農業協同組合(町内の支所に限る)

## 【交通事故が発生したら】

交通事故で負傷したときは、直ちに最寄りの警察署に連絡してください。その後、できるだけ早く役場総務課へ事故の報告をし、見舞金の請求の相談をしてください。申請用紙等は役場総務課にてお渡しします。請求期間は、事故発生から2年以内です。

## 【支払見舞金】

※平成27年4月1日以降に発生した交通事故から適用されます。

交通災害区分	共済見舞金の額
死亡の場合	160万円
入院1日あたり	2千円
通院1日あたり	1千円
基礎見舞金	2万円
障害者(1～2級)となられたとき上記のほかに	100万円
障害者(3級)となられたとき上記のほかに	60万円
障害者(4級)となられたとき上記のほかに	25万円
ギプス・整復固定術にボルト固定した場合、限度額の範囲内で上記のほかに	一律2万円

1. 入院・通院・基礎見舞金については、**2日以上**の入院・通院が支給対象となります。  
(1日だけの通院は支払われません)
2. 基礎見舞金2万円に入院・通院の金額が加算されます。
3. 傷害の支給限度額は40万円です。ただし、軽車両の事故については支給制限を受けることがあります。
4. 同じ日に2回以上の診療があっても1回とみなします。

問い合わせ先 総務課庶務係(内線24・25)